

社団法人 弘前観光コンベンション協会 定款

昭和 48 年 6 月 4 日 運輸大臣許可

昭和 48 年 7 月 2 日 設立登記完了

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、社団法人弘前観光コンベンション協会（英文名 HIROSAKI TOURISM & CONVENTION BUREAU 略称 HTCБ）という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を青森県弘前市に置く。

(目的)

第 3 条 本会は弘前市及びその周辺地域の有する文化的・社会的特徴を活かし、観光客及びコンベンションの誘致並びに支援等を行うとともに、観光地及び観光物産の宣伝紹介、観光・コンベンション施設等の整備促進、観光関係者の資質向上を図り、もって地域経済、文化・観光の振興、市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 観光資源の調査研究、並びに保護開発
- (2) 観光及びコンベンション施設の整備・改善
- (3) 観光及びコンベンション思想の啓蒙普及並びに接遇の改善指導
- (4) 観光及びコンベンションに関する調査・研究・企画並びに各種情報の収集
- (5) 郷土文化の育成及び観光土産品の改善指導
- (6) さくらまつり、ねぶたまつり、もみじまつり等の観光諸行事の実施
- (7) 観光及びコンベンション関連団体との連絡協調
- (8) 地方公共団体等が管理運営する観光的施設及び観光レクリエーション施設の受託並びに指定管理事業
- (9) 観光施設での観光土産品等の販売、軽食喫茶の営業
- (10) 旅行業法に基づく旅行業
- (11) 観光客及びコンベンション、映像制作の誘致誘客並びに支援
- (12) 観光地及び観光物産並びにコンベンション、映像制作ロケ受け入れの広報宣伝
- (13) その他本会の目的達成に必要な事項

第 2 章 会 則

(会員の種別等)

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 本会の趣旨に賛同する個人又は法人その他の団体
- (2) 名誉会員 本会对し、特に功労があった者又は学識経験を有する者で理事会が推薦した者

(入会)

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費の納入等)

第 7 条 会員は総会の議決を得て、会長が別に定める会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は返還しないものとする。

(資格の喪失)

第 8 条 次の各号の 1 に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会又は死亡したとき。

- (2) 除名されたとき。
- (3) 会員たる法人その他の団体が解散したとき。
- (4) 本会が解散したとき。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合にその会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款または総会の議決を無視する行為があったとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

(権利の喪失)

第11条 会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を喪失しすでに納付した会費その他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第3章 役員等

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内とする
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 30名内 但し会長、副会長、専務理事を含む。
- (5) 監事 3名

2. 前項の役員のほか、常務理事を1名置くことができる。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは会員以外から理事1名を選任することができる。

2. 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。

(役員の職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
4. 常務理事を置いたときは、専務理事を補佐して専務理事に事故あるときは、会務を処理する。
5. 理事は理事会を組織して、会務を執行する。
6. 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期終了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の1に該当するときは、総会においてその役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員はすべて無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2. 常勤の役員報酬は、理事会の議決を得て、会長が定める。

(名誉会長、顧問)

第18条 本会に名誉会長1名、顧問若干名を置くことができる。

2. 名誉会長は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、会長が総会の同意を得て推戴する。

3. 顧問は理事会の同意を経て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

4. 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べるすることができる。

第4章 会議

(種別)

第19条 会議は、総会及び理事会とする。

2. 会議は会長が招集する。

3. 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

4. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に招集する。

3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。

4. 会長は、総会員の5分の1以上から又は監事から会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求のあった日から1ヵ月以内に招集しなければならない。

(総会の招集方法)

第21条 総会の招集は、会議の目的たる事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の5日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他の重要事項

(総会の定足数等)

第23条 会員は、名誉会員を除き、それぞれ1個の表決権を有する。

2. 総会は、総会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3. 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面評決等)

第24条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。

この場合には、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席会員2名以上がこれに署名押印するものとする。

(1) 会議の目的たる事項、日時及び場所

(2) 会員数及び出席者数

(3) 議事の経過の要領及びその結果

3. 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(理事会)

第26条 理事会は理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (5) その他の重要事項

2. 前項第4号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第28条 第23条から第25条までの規定は、理事会に準用する。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは理事会の議決を得て専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第30条 本会に事務局を置く。

2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、会費、入会金その他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第33条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第35条 会長は毎事業年度終了とともに次の書類を作成し、通常総会開催の2週間前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録

2. 監事は前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3. 会長は、前項の書類及び報告書について、総会の承認を得た後これを事務所に備え付けて置かなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得、かつ主務官庁の許可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得、かつ主務官庁の許可を受けて、本会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(細則)

第39条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1. 本会の設立により、弘前観光協会の会員及び一切の資産は、本会が継承する。
2. 本会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
3. 本会設立当初の事業年度は第31条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和49年3月31日に終わるものとする。
4. 本会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
5. 本会設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。

附 則 2

この定款の一部変更は（昭和51年5月29日通常総会承認）運輸大臣の許可を受けた日から施行する。

附 則 3

この定款の一部変更は（昭和52年5月28日通常総会承認）陸運局長の許可を受けた日から施行する。

附 則 4

この定款の一部変更は（昭和62年3月27日臨時総会承認）東北運輸局長の許可を受けた日から施行する。

附 則 5

この定款の一部変更は（平成6年5月28日通常総会承認）主務官庁の許可を受けた日から施行する。

附 則 6

この定款の一部変更は（平成8年5月31日通常総会承認）主務官庁の許可を受けた日から施行する。

附 則 7

この定款の一部変更は（平成13年5月29日通常総会承認）主務官庁の許可を受けた日から施行する。

附 則 8

この定款の一部変更は（平成14年5月29日通常総会承認）主務官庁の許可を受けた日から施行する。

附 則 9

この定款の一部変更は（平成17年3月29日臨時総会承認）主務官庁の許可を受けた日から施行する。

附 則 10

この定款の一部変更は（平成18年5月30日通常総会承認）主務官庁の許可を受けた日から施行する。

附 則 11

この定款の一部変更は（平成20年5月30日通常総会承認）主務官庁の許可を受けた日から施行する。